

インボイス制度個別相談 予約受付

2023年10月から、消費税の仕入れ控除の方式として
適格請求書保存方式(インボイス制度)が導入されます。

適格請求書を交付できるのは「適格請求書発行事業者」に限られており、「適格請求書発行事業者」になるためには事前の登録手続きが必要です。また、仕入れ先や発注先が免税事業者の場合は仕入れ控除ができなくなるなど、全ての事業者に影響があり早めの準備が必要です。

本個別相談では、インボイス制度の概要のほか、適格請求書発行事業者の登録方法等の留意点についてわかりやすく解説いたします。

インボイス制度が導入されると…

- 今の請求書は使えない? 消費税の納税が増える?
- 今まで消費税は申告していないけど、申告が必要になる?
- 仕入先や外注先を見直す? 自分が見直しの対象になるかも?
- 登録は自分でしないといけない? など



個別相談詳細

日時:令和5年 1月18日(水)
2月 2日(木)
3月22日(水)

担当:関東信越税理士会東松山支部所属税理士

会場:東松山市商工会(東松山市材木町2-3)

- 各日
- ① 9:00
 - ② 10:00
 - ③ 11:00
 - ④ 13:00
 - ⑤ 14:00
 - ⑥ 15:00

ご予約

東松山市商工会 事務局

お電話にて受付をしています

☎0493-22-0761

受付時間:平日8:30~17:15

